

四国における地震・津波対策フォーラムを開催
～「平成22年2月28日来襲津波」の教訓 巨大地震・津波から命と財産を守る～
— 企画部 —

■ 概要

四国地方整備局では、昨年2月28日に四国の太平洋岸に影響を及ぼしたチリ中部沿岸を震源とする地震津波に関し、四国内5大学等や国の機関、四国4県からなる「四国における地震・津波対策アドバイザー会議」を設置し、東南海・南海地震を見据えた防災・減災に関する意見交換を重ねてきたところです。

今般、この成果である「報告書」がまとまった事から、この報告書に示される提言内容の具体的実践に向け、津波来襲1周年となる2月28日（月）に、国の機関、四国各県・市町村の防災担当者を対象としたフォーラムを開催しました。



■ フォーラムの概要

- 1) 開催日時：平成23年2月28日（月）
- 2) 開催場所：四国地方整備局災害対策室
- 3) フォーラム内容

- ①報告：「2010年2月チリ中部沿岸を震とする地震」による津波への
四国地域防災行動調査報告書 概要報告
- ②意見交換：「迫り来る巨大地震・津波に対して、今、我々がなすべきこと」
議題1：住民の確実な避難行動に結びつけるために
議題2：四国の総合的な防災力強化と連携のありかた
- ③フォーラム出席者 95名
大学等関係者（徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、高知高専）
国の機関（四国地整、高松地方気象台、国土地理院、四国経済産業局等）
地方自治体（四国4県、9市4町）
その他（四国電力（株）、西日本高速道路（株）等）

■ 意見交換で出された主な意見等

- ①住民の確実な避難行動に向け、防災意識を啓発する目的から自主防災組織の結成率の向上に取り組む事例が紹介されたが、結成率のみに目を向けるのではなく、その活動活性化に向けた工夫を行っていくことが重要と思われる。
- ②今後も、四国の防災全般をテーマとしてアドバイザー会議を継続的に開催するとともに、各県単位の会議設置を行う等、さらに発展させていくべきではないか。

■ 今後の予定

来年度以降についても「アドバイザー会議」を継続的に開催し、防災全般の情報交換や連携策に係る意見交換を通じ、四国の防災力強化を図る予定です。

高松港BCPの概要

—港湾空港部—

■地震は東南海・南海地震を想定。

■対応活動 ①緊急物資輸送活動 ②企業物流継続活動 ③人の海上輸送活動 ④被災施設応急復旧活動

■高松港BCPの検討にあたっては、関係者会議を開催し、関係者の協働のもと実施。

・参加機関

高松港運協会、三九会(高松港旅客船団体)、四国経済連合会、(社)日本埋立浚渫協会四国支部、神戸税関坂出税関支署高松出張所、高松入国管理局、神戸植物防疫所坂出支所、広島検疫所坂出出張所、四国経済産業局、四国運輸局、高松海上保安部、香川県、高松市、四国地方整備局

・アドバイザー(第3回関係者会議より)

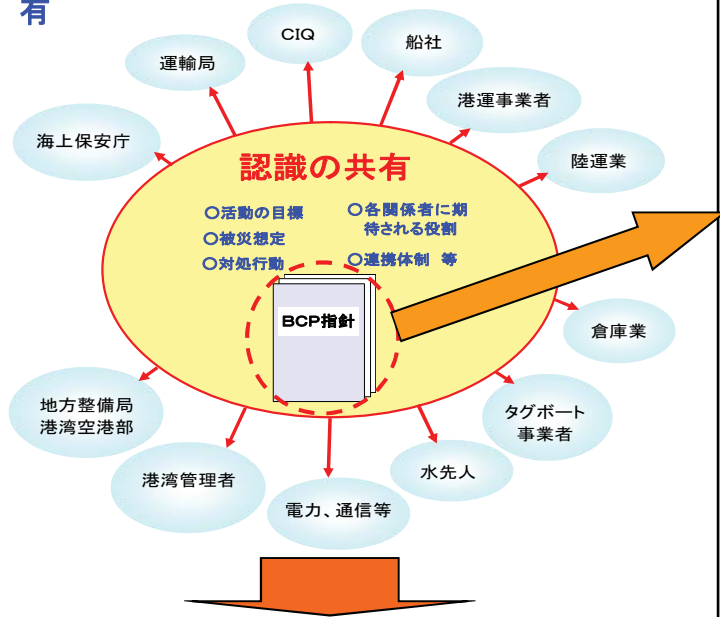
徳島大学環境防災研究センター 教授 中野 晋 氏
香川大学工学部 教授 土井 健司 氏
国土技術政策総合研究所 国際業務研究室長 和田 匡央 氏

■検討経緯とスケジュール

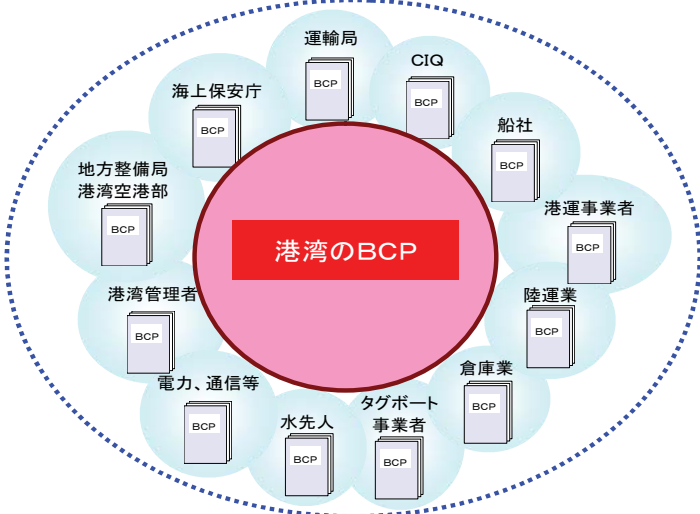
H22.2.1	第1回関係者会議開催 ・高松港における港湾BCPの必要性 ・検討スケジュール
H22.3.19	第2回関係者会議開催 ・想定される被害状況の整理 ・各活動のイメージと目標の設定と課題整理
H22.10.8	第3回関係者会議開催 ・検討経緯と目標の再精査 ・対応指針の内容と活動指針の方向性
H22.12.15	第4回関係者会議開催 ・対応指針の素案 ・活動指針の素案 ・策定後の運用体制に関する検討
H23.2.17	第5回関係者会議開催 ・高松港BCP(案)のまとめ ・今後の取組への合意形成
H23年度(予定)	・各関係者のBCP策定の促進 ・高松港BCPの検証、更新 ・管内他港湾への展開等

高松港 B C P の 構 成

○対応指針（案）、活動指針（案）に基づき各関係主体が活動の目標等について認識を共有



○共有した認識に基づき、各関係主体がBCPを整備し、全体としてBCPが構築される。



BCP指針

高松港の機能継続のための対応指針(案)

1. 緊急物資輸送活動
 - : 目標
 - : 被災想定
 - : 対処行動と目標時間
 - : 情報連絡系統
2. 企業物流継続活動
 - : 目標
 - : 被災想定
 - : 対処行動と目標時間
 - : 情報連絡系統
3. 人の海上輸送活動
 - : 目標
 - : 被災想定
 - : 対処行動と目標時間
 - : 情報連絡系統
4. 被災施設応急復旧活動
 - : 目標
 - : 被災想定
 - : 対処行動と目標時間
 - : 情報連絡系統

高松港の機能継続のための活動指針(案)

被災施設応急復旧活動編

人の海上輸送活動編

企業物流継続活動編

緊急物資輸送活動編

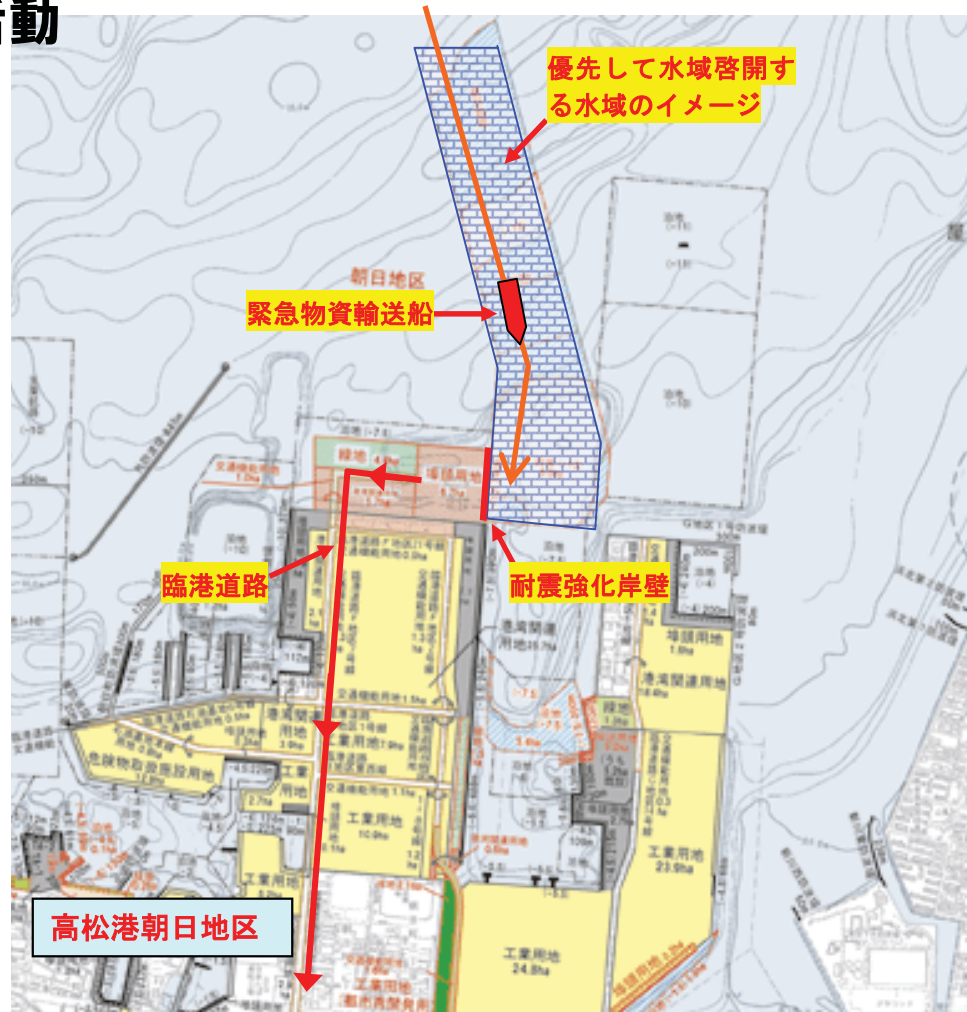
1. 被災想定
2. 緊急物資輸送の全体像と時間目標、達成数量
 - : 緊急物資輸送活動のイメージ
 - : 時間目標と達成数量
3. 緊急物資輸送活動の関係主体について
 - : 緊急物資輸送活動の関係主体と役割
 - : 各関係主体の連絡網
4. 対処行動のシナリオ（案）
5. 業務継続のための体制（案）
 - : 訓練計画
 - : 関係者会議等の継続

各種活動の方向性の指針として、目標、対処行動等についての大枠を示したもの

対応指針の内容をより詳細化し、各関係主体に期待される役割を具体化したもの

各活動のイメージと時間目標（案）

①緊急物資輸送活動



目標の設定

- [1] 発災から48時間以内に、高松港朝日地区の耐震強化岸壁へ緊急物資輸送船舶を受け入れ、緊急物資の荷役を開始する。
- [2] 発災から72時間以内に、耐震強化岸壁から輸送拠点を経由して、高松市内の避難所へ緊急物資が届くようにする。
- [3] 緊急物資の取扱量は、1日500トンを目安とする。

②企業物流継続活動

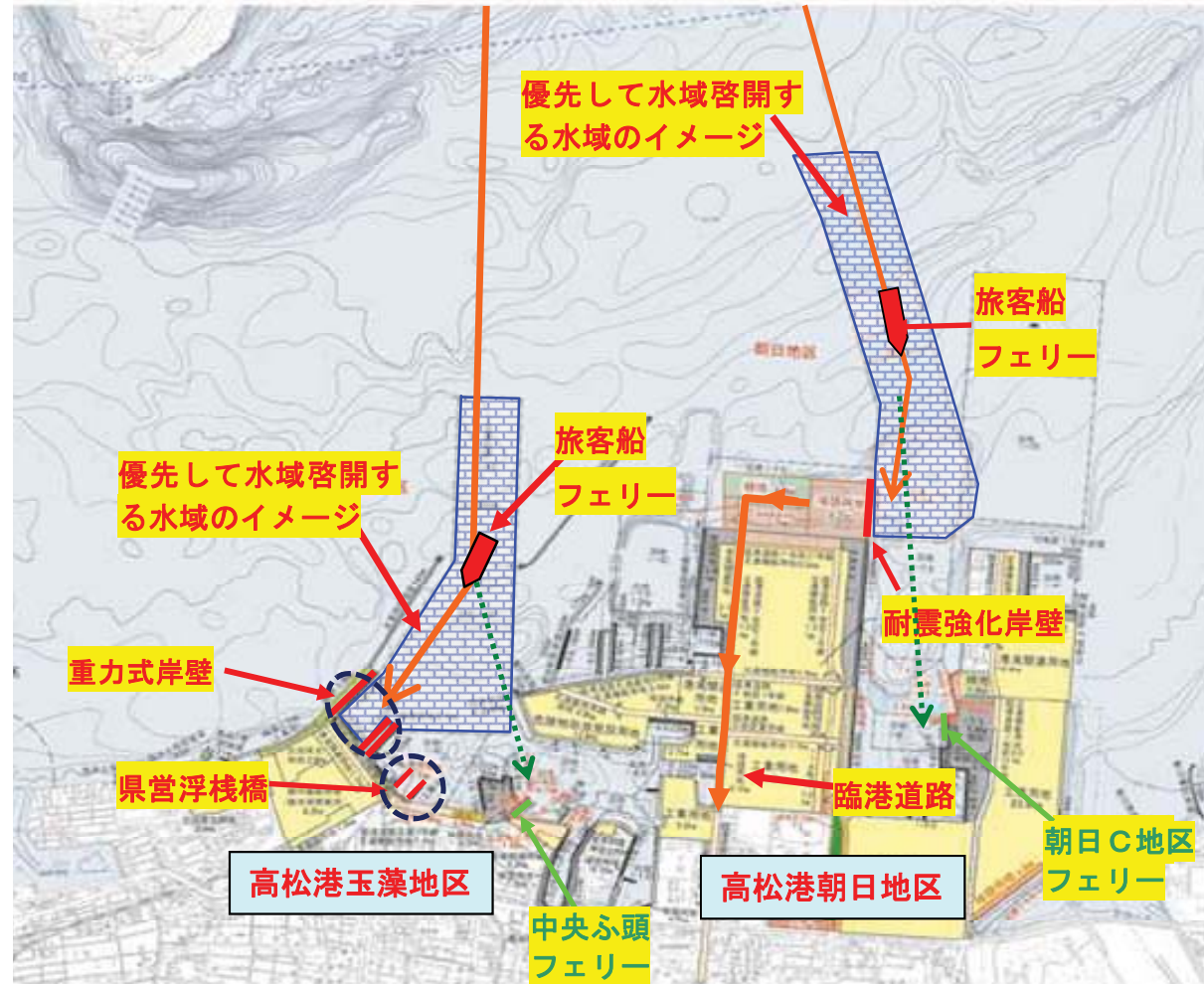


目標の設定

- [1] 発災から72時間以内に、高松港における企業物流の再開の見通しを対外的に発信する。
- [2] 発災から1週間以内に、高松港朝日地区耐震強化岸壁におけるコンテナ貨物の取扱い、玉藻地区岸壁におけるフェリー貨物の取り扱いを一部再開可能とする。
- [3] 発災から2週間以内に、高松港朝日地区耐震強化岸壁における外貿バルク貨物の取扱い、香西地区岸壁における内貿バルク貨物の取り扱いを一部再開可能とする。
- [4] 発災から1ヵ月以内に、高松港朝日地区C地区、玉藻地区中央ふ頭における、フェリー貨物の取扱いを再開可能とする。

以上の項目の実現を目標とするが、陸上交通等の被災状況によっては、通常の上陸貨物以外の貨物の取扱いも考慮する。
 なお、朝日地区耐震強化岸壁におけるコンテナ貨物の取扱いについては、荷役機械の代替調達の高コストや、各種貨物の輻輳による作業スペースの問題があることから、近隣岸壁の耐震化等、その対応に向けたさらなる検討が必要である。

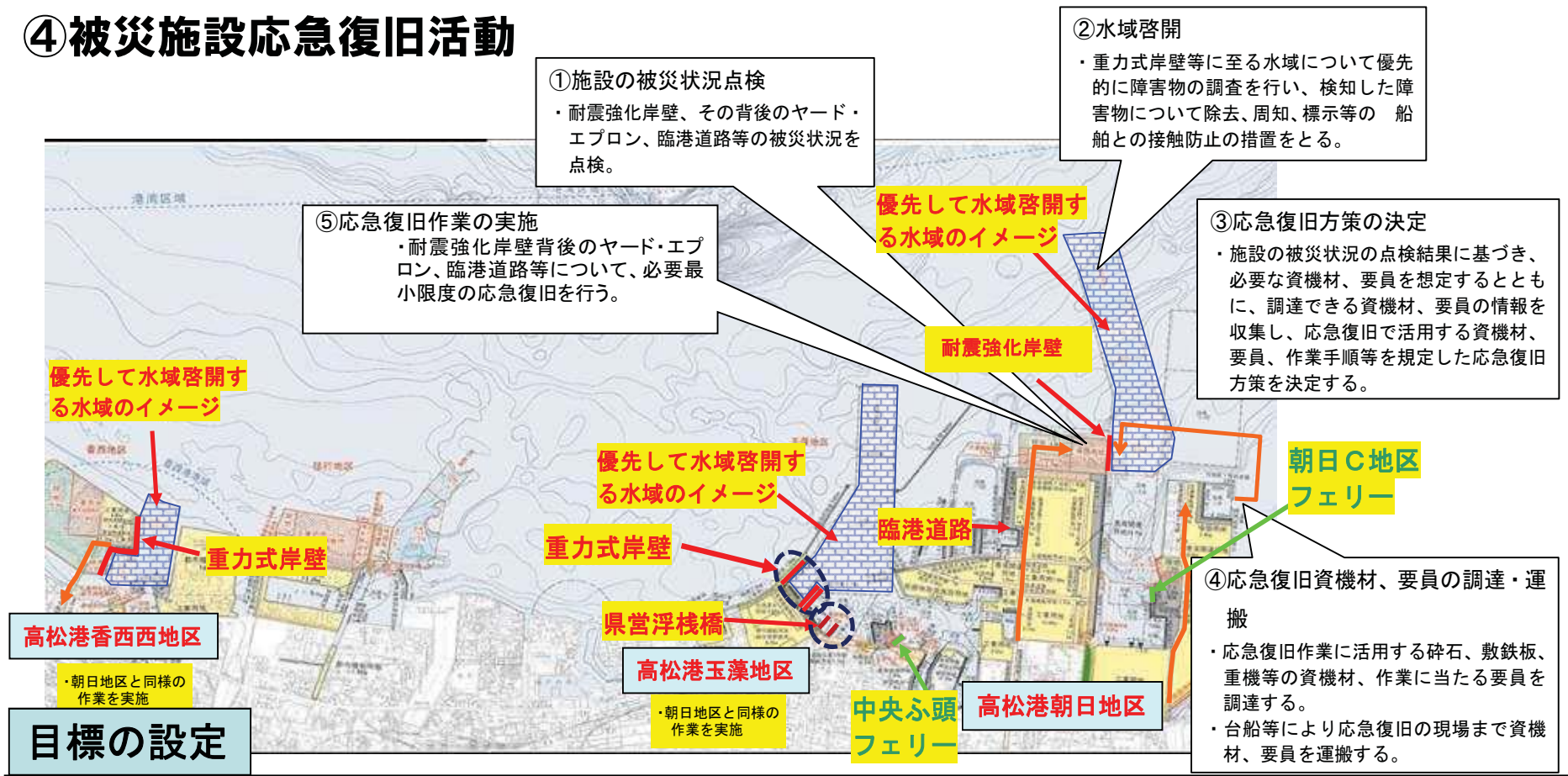
③人の海上輸送活動



目標の設定

- [1] 発災から24時間以内に、高松港玉藻地区県営浮棧橋における定期旅客船（高速艇）航路の運航を再開するとともに、必要に応じ定期航路以外の帰宅支援の海上輸送活動を開始する。
- [2] 発災から48時間以内に、高松港朝日地区の耐震強化岸壁からの、定期航路以外の帰宅支援の海上輸送活動を必要に応じ開始する。
- [3] 発災から1週間以内に、高松港玉藻地区岸壁において、定期フェリー航路の運航を再開する。
- [4] 発災から1ヵ月以内に、高松港朝日地区C地区、玉藻地区中央ふ頭において、定期フェリー航路の運航を再開する。

④被災施設応急復旧活動



目標の設定

- [1] 発災から20時間以内に高松港朝日地区耐震強化岸壁、玉藻地区県営浮棧橋とその周辺、48時間以内に香西地区・玉藻地区(県営浮棧橋を除く)、朝日地区C地区の対象とする港湾施設の、被災状況の点検を終了する。
 - [2] 発災から24時間以内に高松港玉藻地区の、48時間以内に朝日地区、香西地区に至る航路等の緊急の水域啓開を終了する。
 - [3] 発災から1週間以内に高松港朝日地区、玉藻地区の、2週間以内に香西地区に至る水域の大型の障害物の除去等を終了する。
 - [4] 発災から24時間以内に高松港玉藻地区県営浮棧橋の、48時間以内に朝日地区耐震強化岸壁とその周辺の、1週間以内に玉藻地区(県営浮棧橋、中央ふ頭を除く)の、2週間以内に香西地区の、1ヶ月以内に朝日地区C地区と玉藻地区中央ふ頭の、対象とする港湾施設の応急復旧を終了する。
- なお、被災した施設の応急復旧のほか、津波による貨物等の流出を防ぐ事前減災対策についても考慮する必要がある。

高松港 B C P の運用体制

BCPの検証や残された課題の検討、災害時における各主体間の連絡や情報共有等を行うため、**高松港連絡協議会(仮称)**を設置し、実効性の向上に向け継続的に取り組む。

■協議会の役割

- ①通常時からの災害対応の協議、伝達、訓練の場。
- ②災害時における行政機関と民間を結ぶ情報伝達の窓口の場、官民の情報共有の場。

■組織体制と運営事項

- ①第1回の会議を平成23年度上期に予定。構成員は関係者会議メンバーを基本に高松港に関係する官民の団体を広く網羅する。第1回の会議までにメンバーを選定。
- ②事務局は当面、高松港湾・空港整備事務所とするが、協議や訓練等を通して適切な体制を探る。
- ③通常時は、PDCAサイクルによるBCPの改訂等を継続的に実施。
- ④災害時は、事務局が情報伝達の窓口となり高松港に関連する官民の情報共有の場として機能。
- ⑤原則、年1~2回の協議会と訓練を実施。

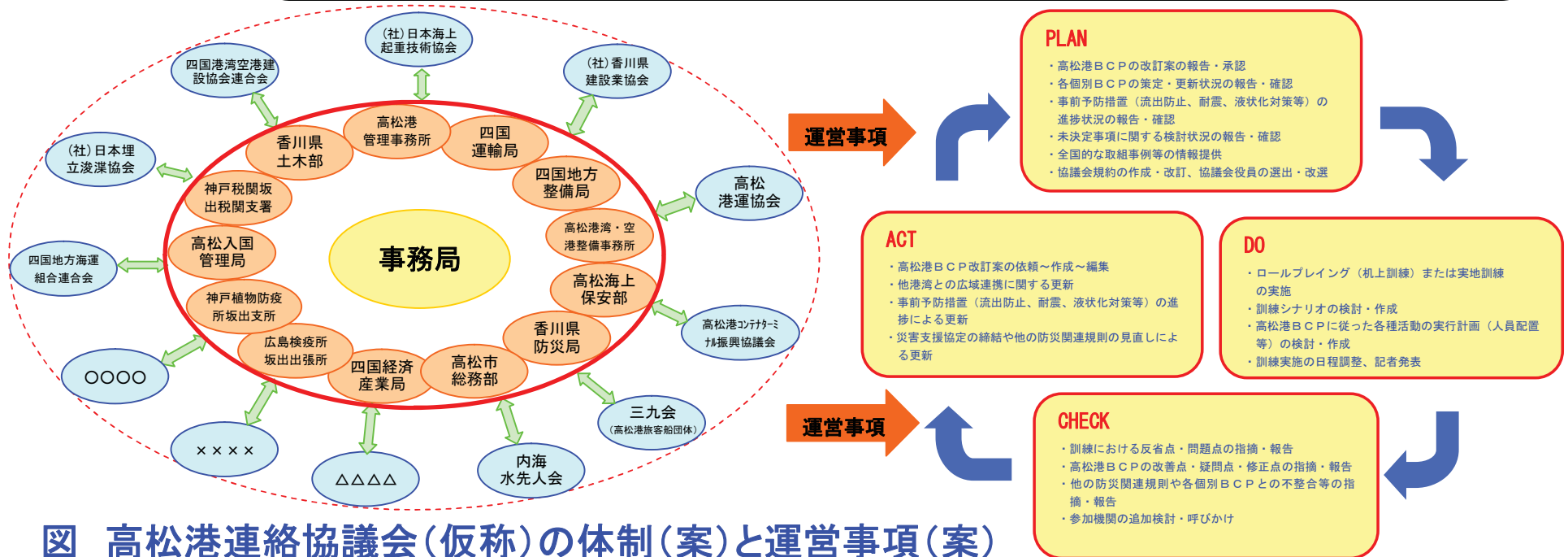


図 高松港連絡協議会(仮称)の体制(案)と運営事項(案)

さいと 高知よさこい咲都合同庁舎開庁セレモニーについて

— 営繕部 —

2月14日に「高知よさこい咲都合同庁舎」開庁セレモニーが、合同庁舎管理官署である高知財務事務所主催により、各入居官署、高知県、高知市、四国地方整備局の参加により行われました。完成した合同庁舎は、鉄骨造地上10階地下1階建て、延べ面積約9,000平方メートルです。セレモニーでは坂上四国財務局長の式辞、足立四国地方整備局長の竣工挨拶、尾崎高知県知事と岡崎高知市長からの来賓祝辞、那須高知財務事務所長の挨拶のあとテープカットが行われました。

官公庁施設整備にあたっては、親しみやすく、便利で、安全なものであるとともに、それぞれの用途に応じた機能を発揮するために必要な性能を有していることが必要であり、利用者の利便性の増進や公務能率の向上を図るとともに、地球環境の保全、ユニバーサルデザインへの対応に加え、地域と連携したまちづくりへの貢献などの諸課題に的確に対応することを目標としています。

こうした観点に立ち、市内にある高知税務署をはじめとする四官署を集約し、利用者の利便性の向上を図るとともに、平成20年度に完成したJR土讃線連続立体交差事業のJR高知駅を中心とする新しい拠点を目指す「よさこい咲都」地区の中核の施設として、まちづくり協議会と連携して整備に取り組みました。

本庁舎の整備にあたっては、太陽光発電、通風の確保、自然採光など自然エネルギーを有効に活用するなどの「環境への配慮」や、防潮板の設置、電気関係諸室を10階に配置するなどの「災害に強い庁舎」、さらには、オストメイト、音声誘導装置の設置を始めとする「ユニバーサルデザイン」などの社会的な要請に積極的に取り組んでいます。

また、設計段階から施工段階にかけて、景観検討委員会やユニバーサルデザイン検討会などを開催し、様々な方々のご意見を反映しながら整備を進めてきました。庁舎完成直後もユニバーサルデザインの見学会等を開催し概ね好評をいただいています。

建物の仕上げの一部には地場産材（土佐しっくい、土佐和紙等）を使用するなどして高知らしさを表現し、周辺環境との調和を図りました。今後、高知駅北側の顔として地域の皆様に末永く愛されることを願っています。



合同庁舎全景



地場産材による木製ルーバー



テープカット



四国地方整備局長による竣工挨拶